

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民・事業者の皆さまへ

相談・支援の窓口について

このパンフレットは、新型コロナウイルス感染症により、生活や事業活動に影響を受けている市民や事業者の皆さまが利用できる相談窓口や支援策の問い合わせ先をまとめたものです。国や県などの情報も掲載しています。

暮らし

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(令和5年2月28日受付終了)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰の影響を受け家計が悪化し、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
児童1人当たり一律5万円



ひとり親世帯分



ひとり親世帯以外分

お問い合わせ 菊川市役所 子育て応援課 0537-35-0914 (平日 8:15~17:00)

○緊急小口資金特例貸付 (令和4年8月31日まで受付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、少額の費用の貸付を行います。

お問い合わせ 菊川市社会福祉協議会 0537-35-3724 (平日 8:15~17:00)



○総合支援資金特例貸付 (令和4年8月31日まで受付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

お問い合わせ 菊川市社会福祉協議会 0537-35-3724 (平日 8:15~17:00)



○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(令和4年8月31日まで受付)

特例貸付について、総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯や、再貸付について不承認とされた世帯で、一定の要件(収入・資産・就労活動、等)を満たす生活困窮世帯に対し、生活費用の支援金を支給します。(最大3か月間)

※対象となる可能性がある世帯には福祉課から通知が届きます。

支給額(月額) 単身6万円、2人世帯8万、3人以上世帯10万円

お問い合わせ 菊川市役所 福祉課 TEL0537-37-1251(平日 8:15~17:00)



○住居確保給付金

離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少し、住まい（賃借）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労の支援とともに、賃貸住宅の家賃を支給します。

※収入・資産要件等があります。支給は直接貸主等へ支給されます。

お問い合わせ 菊川市役所 福祉課 TEL0537-37-1251（平日 8:15～17:00）



○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

新型コロナウイルス感染症や疑いにより会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給されます。

お問い合わせ 加入している健康保険組合

○生活相談（生活保護・生活困窮者自立支援事業）

経済的な理由や病気などで、生活を送ることが困難な方の相談を受け付けます。

お問い合わせ 福祉課 0537-37-1251（平日 8:15～17:00）



生活保護



生活困窮者
自立支援事業

○きくがわこころの健康相談

こころの悩みや病気のこと、社会参加などの相談を受け付けます。

お問い合わせ M ネット（相談支援事業所） 0537-28-9716（平日 9:00～16:00）



○心配ごと相談

生活、年金、職業、住宅、家庭、健康、精神衛生、財産、老人、児童、母子、父子の福祉、苦情、人権などの相談を受け付けます。

お問い合わせ 菊川市社会福祉協議会 0537-35-3724（平日 8:15～17:00）



○消費生活相談

商品や訪問販売など契約に関する相談等を受け付けます。

お問い合わせ 菊川市消費生活センター（商工観光課内） 0537-35-0937（平日 8:15～17:00）



○自宅療養支援事業

新型コロナウイルスに感染し、市内の居宅で療養している方（濃厚接触者は除く）を対象に、3日分の食料セットをお届けします。また、パルスオキシメーターの貸出も行います。なお、感染状況等により、事業が終了となる場合があります。

お問い合わせ 健康づくり課 0537-37-1112（平日 8:15～17:00）



税金など

○市税の納税相談

市税の納税が困難な方に対する相談を受け付けます。

お問い合わせ 税務課 0537-35-0910 (平日 8:15~17:00)



○水道料金等（水道料金、下水道使用料、平尾コミプラ使用料）の猶予相談

経済的な理由等により水道料金等の支払いが困難な方を対象に、水道料金等の猶予の相談を受け付けます。

お問い合わせ 菊川市水道料金お客さまセンター 0537-73-1120

水道課 0537-73-1115 下水道課 0537-35-0933 (すべて平日8:15~17:00)



○介護保険料の猶予相談

経済的な理由等により料金の支払いが困難な方を対象に、猶予の相談を受け付けます。

お問い合わせ 介護保険料：長寿介護課 0537-37-1253 (平日 8:15~17:00)

○後期高齢者医療保険料の減免相談

経済的な理由等により保険料の支払いが困難な方を対象に、減免の相談を受け付けます。

お問い合わせ 市民課 0537-35-0915 (平日 8:15~17:00)

外国籍の方

○外国人住民相談

外国人住民の生活一般に関すること、生活情報の提供、困りごとや迷いごとに対する助言や専門機関の紹介を行います。

お問い合わせ 地域支援課 0537-35-0925 (平日 8:15~17:00)



仕事

○特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働問題に関する相談を受け付けます。

お問い合わせ 静岡労働局 雇用環境・均等室 054-252-1212

浜松労働基準監督署 総合労働相談センター 053-541-7488

浜松公共職業安定所 053-457-5161

(平日 8:30~17:15)



○総合労働相談センター

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働条件や労働問題に係る各種相談を受け付けます。

お問い合わせ 磐田労働基準監督署 総合労働相談センター 0538-82-3079

(平日 8:30~17:15)



○内定取消者特別相談窓口

内定の取り消しや入職時期の繰り下げにあった方を対象に相談を受け付けます。

お問い合わせ 浜松新卒応援ハローワーク 053-540-0008 (平日 9:30~18:00)



○職業紹介・求人情報提供

職業紹介や職業訓練の相談を受け付けます。

お問い合わせ ハローワーク掛川 0537-22-4185 (平日 8:30~17:15)



○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、給付金を支給します。

お問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276 (平日 8:30~20:00、土日祝 8:30~17:15)



○なでしこワーク

ハローワーク職員と職業相談が出来ます。

お問い合わせ ハローワーク掛川 0537-22-4185 (平日 8:30~17:15)
菊川市商工観光課 0537-35-0936 (平日 8:15~17:00)



○教育相談室

教育に関する悩みごと、困りごとについて相談を受け付けます。

お問い合わせ 教育相談室 0537-73-1110 (平日 9:00~14:00)



○勤労者教育資金貸付金

教育資金の貸付について相談を受け付けます。

お問い合わせ ろうきん掛川ローンセンター (平日 9:00~17:00※水曜のみ 19:00まで)
(日曜 9:00~12:00、13:00~17:00)





融資制度（利子補給含む）

○静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内中小企業者の設備資金及び運転資金の融資について利子補給が受けられます。

※売上減少について一定の要件に該当する必要があります。



静岡県

お問い合わせ 静岡県商工金融課 054-221-2513

商工観光課産業振興係 0537-35-0936（平日 8:15～17:00）



菊川市

○静岡県経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）

原材料等の高騰によって、最近 1 か月間、2 か月間又は 3 か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で 5%以上減少している県内中小企業者の設備資金及び運転資金の融資について県より利子補給が受けられます（一定の要件があります）。



お問い合わせ 静岡県商工金融課 054-221-2513

○セーフティネット保証

新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。※制度利用には市の認定が必要です。



お問い合わせ 経済産業省 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544（平日・休日 9:00～17:00）

商工観光課産業振興係 0537-35-0936（平日 8:15～17:00）

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、一定の条件を満たした方は、特別利子補給制度を併用することで、無利子・無担保融資を受けることができます。

お問い合わせ 日本政策金融公庫 0120-154-505（平日 9:00～17:00）

（国民生活事業）0120-112-476（土日祝日 9:00～17:00）

（中小企業事業）0120-327-790（土日祝日 9:00～17:00）



○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行います。

お問い合わせ 菊川市商工会 0537-36-2241（平日 8:30～17:15）



○農業制度資金

自然災害等の影響を受けた農業者の経営維持のための「農林漁業セーフティネット資金」、規模拡大その他の経営改善のための「農業経営基盤強化（スーパーL）資金」、前向き投資のための「経営体育成強化資金」、施設投資のための「農業近代化資金」について、新型コロナウイルス緊急対応策として、実質無担保化、5年間の無利子化がされています。



お問い合わせ J A 遠州夢咲金融部融資課 0537-73-6924
日本政策金融公庫 静岡支店 054-205-6070

○JAアグリマイティー資金

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けた農業者について、無利子の融資（貸付期間5年以内、上限500万円）が受けられます。



お問い合わせ J A 遠州夢咲金融部融資課 0537-73-6924

○農林漁業者・食品関連事業者への支援策

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農林漁業者・食品関連事業者が活用可能な国の支援策についてまとめて紹介しています。



お問い合わせ 関東農政局企画調整室 048-740-0311

助成金・補助金・給付金

○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

被用者が新型コロナウイルス感染症や疑いにより、療養や自宅待機のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給されます。
お問い合わせ 加入している健康保険組合

○雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の助成が受けられます。



お問い合わせ 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999（9:00～21:00 土日祝含む）
静岡労働局 雇用調整助成金センター 054-653-6116
ハローワーク掛川 0537-22-4185（平日 8:30～17:15）

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、子の保護者（労働者）の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給休暇を取得させた事業者に対し、助成金が受けられます。



お問い合わせ 学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999（9:00～21:00 土日祝含む）

○事業再構築補助金

事業計画を支援機関や金融機関と策定し、事業再構築に取り組む中小企業の建物費、設備費、広告費などに対し補助が受けられます。

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター
0570-012-088（平日 9:00～18:00）



○ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等に対し補助が受けられます。

お問い合わせ ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-8880-4053（平日 10:00～17:00）



○持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組に対し補助が受けられます。

お問い合わせ 静岡県商工会連合会
054-255-9811



○IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等に対し補助が受けられます。

お問い合わせ サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター
0570-666-424（平日 9:30～17:30）



○事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等に対し補助が受けられます。

お問い合わせ 事業承継・引継ぎ補助金事務局
050-3615-9053（経営革新枠）、050-3615-9043（専門家活用/廃業・再チャレンジ枠）



○先進的省エネルギー投資促進支援事業

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援します。

お問い合わせ 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部
0570-055-122（平日 10:00～12:00、13:00～17:00）



経営相談

○経営相談窓口

静岡県よろず支援拠点のコーディネーターが経営全般の相談を受け付けます（要予約）。



予約・お問い合わせ 商工観光課 0537-35-0936（平日 8:15～17:00）

税金など

○市税の納税相談

市税の納税が困難な方に対する相談を受け付けます。



お問い合わせ 税務課 0537-35-0910（平日 8:15～17:00）

○水道料金等（水道料金、下水道使用料、平尾コミプラ使用料）の猶予相談

経済的環境の変化に伴う売上の減少等の理由により水道料金等の支払いが困難な場合を対象として、水道料金等の猶予の相談を受け付けます。



お問い合わせ 菊川市水道料金お客さまセンター 0537-73-1120

水道課 0537-73-1115 下水道課 0537-35-0933（すべて平日 8:15～17:00）

※上記以外で、お問い合わせ先がわからない場合は下記へお問い合わせください。

市対策本部（危機管理課）0537-35-0923（平日 8:15～17:00）

パンフレットについてのお問い合わせ

菊川市営業戦略課 電話：0537-35-0924 / メール:eigyou@city.kikugawa.shizuoka.jp